

東郷町議会議員及び町長等及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除に関する
条例（案）に係る意見募集結果

案件名 東郷町議会議員及び町長等及び町長等並びに職員のハラスメント防止及び排除
に関する条例（案）に係る意見募集結果

募集期間 令和7年7月1日（月曜日）から令和7年7月22日（火曜日）まで

意見 2名 9件

番号	意見の概要	議会の考え方
1	第2条 (9)派遣労働者について 労働者派遣法では、労働者派遣の役務の提供を受ける者も当該派遣労働者を雇用する事業主とみなし、必要な体制の整備その他の雇用管理上及び指揮命令上必要な措置を講じなければならないとされている。 条例（案）を見る限り派遣労働者に適用されるのは第9条（相談等の申出等）及び第17条（事業者等からの要請に係る措置）についてのみであり、他の条文は適用しないと理解してよい。 また、適用しないとすると本条例（案）は、自治法第14条に抵触することにならないか。	ハラスメントに対する事業主が雇用管理上講ずべき措置は、「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」「相談などに対する相談体制の整備」「迅速かつ適切な対応」の3つと考えています。派遣労働者に対しては、第9条で相談等の申出体制を整備すること、第17条で事業者等からの要請により条例の規定に応じた措置を行うとすることで、雇用管理上の措置は出来ていることから、地方自治法第14条に抵触するとは考えておりません。
2	第8条（ハラスメントの禁止）について ハラスメントの禁止は、本条例（案）の大前提となる内容であることから、責務（第3条から7条まで）の前、第2条（定義）の次に規定すべきでは。	「ハラスメントの禁止は、本条例（案）の大前提」とのご指摘ですが、本条例は「ハラスメントの防止及び排除」を目的としています。そのための手段として町長等職員等の責務を定義した上で、第8条でハラスメント禁止を明記することとしました。
3	第9条（相談等の申出等）について 職員等（議員、町長等及び職員）及び派遣労働者の全てが、第9条第1項に規定する第三者相談窓口又は人事主管課において設置する内部相談窓口にご相談を申し出ることができると理解してよい。	議員、町長等が受けたハラスメントを人事主管課に申し出るとは想定していません。ただし、第9条では「目撃し、若しくは把握した職員等」とあることから、議員が職員同士のハラスメントを目撃した場合に、人事主管課へ相談することは想定されます。 具体的な手続きについては、規則で定められます。
4	第11条（ハラスメント調査委員会の設置）について 第10条では、第三者相談窓口の設置が明記されており、また、弁護士、公認心理師等の専門的知識を有する者に委託することとしている。一方で、第11条で	第11条のハラスメント調査委員会には役場外部の第三者で構成しますので、「第三者による東郷町ハラスメント調査委員会」と明記します。

	は、東郷町ハラスメント調査委員会が第三者委員会であることを明記していないことから、調査委員会は、第三者委員会ではないと理解してよいか。	
5	第9条第1項及び第11条中にある「規則で定めるところにより」とは、何を定めているのか。	具体的な手続き等について規則で定めます。
6	第12条（相談等の処理）について 管理監督者及び人事秘書課の担当職員は、議員、町長等からの相談を受ける立場にないと思うが、条例上管理監督者等は、職員等（議員、町長等及び職員）からの相談を受ける立場にあるという理解でよいか。	ご意見のとおり、管理監督者及び人事秘書課の担当職員は議員、町長等から相談を受ける立場ではありません。議員、町長等には管理監督者は存在しないため、条例上の管理監督者が議員、町長等からの相談を受ける立場にはありません。 ただし、議員が職員同士のハラスメントを目撃した場合に、人事主管課へ相談することは想定されます。
7	この条例（案）は、職員に責務を課す内容となっており、事前に職員に意見を聴く必要があると考えるが、今回のパブコメがその唯一の機会であったと捉えてよいか。	議会としては、条例案を作成するにあたり、役場の幹部職員によるハラスメント対策会議において整理した内容を踏まえて作成しています。 従って、今回のパブリックコメントが職員の意見聴取の唯一の機会とは捉えておりません。
8	ハラスメント被害者及び目撃者が相談する窓口について 条例案の第9条に町長が設置する「第三者相談窓口」と人事主管課において設置する「内部相談窓口」に「相談等を申し出ることができる」そして解決を図るため第10条に「申し出に対応し設置する」と規定されています。 文面からは「窓口」は常設ではなく相談後に設置されるかを確認します。「相談窓口」は常設で、かつ場所と連絡先、そして相談受付時間、相談方法等を条例に明示の方がベターでないでしょうか？	第三者相談窓口及び内部相談窓口は常設です。第三者相談窓口は毎年度委託契約によって設置されることから条例に詳細を記載するのではなく、毎年度、職員へ直接周知がされるものと考えます。
9	相談者について 本人に限定せず、身近で異変を感じる家族も申し出ることができれば、問題の初期段階で対応することができると思いますが・・・？	条例では家族を含んでおりませんが、現在でも人事秘書課がハラスメントに限らず職員の家族からの相談について対応しています。